

役員報酬規程

社会福祉法人 優心会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人優心会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人は、役員等に業務執行の対価として報酬を支給することができる。

(役員報酬の総額)

第3条 役員等に対して、各年度の総額が4,000,000円を超えない範囲で、この規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

但し兼務理事については、役員報酬を支給しない。

(理事長の報酬等)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、当法人の経営状況等を算定の根拠とし、評議員会の決定を経て、第3条の範囲内で支払うものとする。

(報酬等の支給と控除)

第5条 理事長報酬は暦月計算とし、職員給与の支給日に支給する。

1 月の途中で理事長に就任したとき、月の途中で理事長を退任（解任も含む）したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算により支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。